

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当たる翌日が休日には、
當日は、と記す)

鳥取県告示第四百四十三号

告示

鳥取県土地利用基本計画を平成6年4月26日変更したので、国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により告示する。

平成6年5月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

◇告示 鳥取県土地利用基本計画の変更(地域振興課)
大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われることがある旨の告示(中小企業課)

農業振興地域の区域の変更(二件)(農政課)
県営土地改良事業計画の決定(二件)(農村整備課)

漁船損害等補償法による漁船保険契約の締結における義務加入の同意

を求めるための発起人の届出(水産課)

土地収用法による土地の立入り(管理課)

都市計画の変更(三件)(都市計画課)

開発行為に関する工事の完了(二件)(建築課)

建築基準法による道路の位置の指定(建築課)

選挙管理委員会の招集

◇内水面漁

調査告示

◇公 告

誤 猶銃等の取扱いに関する講習会の開催(生活保安課)

合名会社米子今井書店

合名会社米子今井書店

合名会社米子今井書店

届出者の名称	届出に係る建物の名称	届出に係る建物の所在地
合名会社米子今井書店	本の学校モデル書店	米子市東福原一三三九外
メディア館		米子市東福原一三四一外

鳥取県告示第四百四十四号

次の届出に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和四十八年法律第百九号)第三条第二項の規定により告示する。

平成6年5月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百四十五号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定に基づき、米子市に係る農業振興地域の区域を変更したので、同条第二項において準用する同法第六条第五項の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県農林水産部農政課及び八頭地方農林振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成六年五月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	變 更 後 の 区 域
米子地域	米子市の区域のうち、次の区域を除いた区域
一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により決定された市街化区域	一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により決定された市街化区域
二 美保基地の区域	二 美保基地の区域
三 昭和六十一年一月鳥取県告示第十九号で市街化区域から市街化調整区域に変更された地区で第四号図の青色で着色した区域	三 昭和六十一年一月鳥取県告示第十九号で市街化区域から市街化調整区域に変更された地区で第四号図の青色で着色した区域
四 第五号図の赤色で着色した区域	四 第五号図の赤色で着色した区域
五 昭和四十二年十二月鳥取県告示第八百二十一号で定めた米子森林計画区に係る地域森林計画の米子市に係る林班番号七、十一、十五及び十九の全部の区域並びに同林班番号六、八から十まで、一二から十四まで、十六から十八まで及び二十の一部の区域（第一号図から第三号図までの赤色で着色した区域）（第一号図から第五号図までは、省略する。）	五 昭和四十二年十二月鳥取県告示第八百二十一号で定めた米子森林計画区に係る地域森林計画の米子市に係る林班番号七、十一、十五及び十九の全部の区域並びに同林班番号六、八から十まで、一二から十四まで、十六から十八まで及び二十の一部の区域（第一号図から第三号図までの赤色で着色した区域）（第一号図から第五号図までは、省略する。）

用する同法第六条第五項の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県農林水産部農政課及び八頭地方農林振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成六年五月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	變 更 後 の 区 域
若桜地域	若桜町の区域のうち、次の区域を除いた区域

名 称	變 更 後 の 区 域
若桜地域	水ノ山後山那岐山国定公園の特別地域、平成四年三月鳥取県告示第二百十号で定めた千代川森林計画区に係る地域森林計画の若桜町に係る林班番号百三から百八まで、百十から百十八まで、百二十八、百三十二から百三十五まで、百三十七、百三十八、百四十二、百四十四、百四十五、百四十七、百四十九、百五十七から百六十一まで、百六十四から百六十七、百六十九、百七十四、百七十五、百七十六から百八十五まで、百八十六、百八十七、百九十から百九十二まで、百九十五から二百一まで、三百一から三百八まで、三百十一から三百三十まで、三百三十二から三百五十五まで、三百五十八、三百六十三、三百六十四、三百六十六から三百七十三まで、三百七十六から三百七十八まで、三百八十一、三百八十二及び三百八十四から三百九十五までの全部の区域、同林班番号百一、百一、百一十九、百十九から百二十一まで、百二十三、百二十五から百二十七まで、百二十九から百三十一まで、百三十六、百三十九、百四十、百四十三、百四十八、百五十、百五十一、百五十三から五百五まで、百六十三、百七十から百七十三まで、百七十六、百八十六、百八十八、百八十九、百九十三、百九十四、三百九、三百十、三百三十一、三百五十六、三百五十七、三百五十九から三百六十二まで、三百六十五、三百七十四、三百七十五、三百七十九及び三百八十三の一部の区域、昭和四十七年八月一日現在の国有林の林班番号十七、十八、二十六から二十九まで、三十 四から五十まで、四十二、四十四、四十五、四十七、千十三及び千十七

の全部の区域、同林班番号九、十、十五、十六、十九から二十一まで、二十四、二十五、三十、四十一、四十六、千二から十六まで及び千十六の一部の区域、昭和四十七年八月一日現在の字カシナミ下ノ平、字中江及び字大谷の官行造林地の全部の区域並びに字ジャ谷ヨリウヘ山までの一部の区域（第一号図から第四十二号図までの赤色で着色した区域）

（「第一号図から第四十二号図まで」は、省略する。）

鳥取県告示第四百四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県

當土地改良事業（県當ため池等整備事業横枕地区ため池等整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成六年五月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成六年五月二十三日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

河原町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第四百四十九号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定に基づき、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条第一項の規定による同意を求めることについての届出があつたので、同令第五条第三項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成六年五月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成六年五月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県當土地改良事業（県當ため池等整備事業下原井手地区ため池等整備）に係る土地改良事

届出事項	指定漁船調書の縦覧
発起人の住所及び氏名	加入区の名称
米子市皆生一五七一四 八原棟一 武良賢治	米子加入区 米子市漁業協同組合
漁船損害等補償法第二百三十二条第一項の申出の相手方となる漁業協同組合の名称	縦覧期間
平成6年五月二十日から 平成6年六月三日まで	縦覧場所
米子市灘町二丁目 米子市漁業協同組合	米子市灘町二丁目 米子市漁業協同組合

鳥取県告示第四百五十号

土地收回法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一一条第二項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第四項の規定により告示する。

平成6年5月20日

鳥取県知事 西 尾 邑 次
平成6年5月20日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目一二〇）において公衆の縦覧に供する。

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画市街化区域及び市街化調整区域

二 都市計画を変更する土地の区域

市街化区域

追加する部分

米子市吉岡字井手狭、両三柳字三右衛門道西北、字平八道西、字平八道東、字堀川尻北、字堀川尻及び字堀川、西福原字堀川尻、車尾字上河原、字内河原、字高黒、字古川、字土井、字スゲサ、字野正、字野正西、字八反田、字油免、字角江、字小深田、字柳掘、字源内佐、字繩道及び字放生会田並びに觀音寺字五反田、字岩崎、字三反田、字竹ノ下、字樋ノ口、字久下、字免ヶ坪、字才ノ後、字修理田、字トイノ口下、字トイノ口、字外河原、字戸上、字戸上山、字流田、字前田下及び字外河原下

変更する部分

米子市蚊屋字上清水、字下龜田、字南龜田、字西出口南川添、字清水及び字強洞、熊党字高砂及び字西南、吉岡字熊党道上ノ一及び字三軒屋中、浦津字下中河原、両三柳字三右衛門道西、宇治右衛門道西及び字堀川中、西福原字堀川尻甲、字堀川尻乙、字堀川中及び字堀川御建際並びに車尾字扇ヶ坪、字壱町田、字砂際

- 一 起業者の名称
中国電力株式会社
- 二 事業の種類
特別高圧送電線湖山線新設工事
- 三 立ち入ろうとする土地の区域
鳥取市里仁字廣畑、字堤谷ノ一、字長畑、字後谷ノ一、字後谷ノ二、字後谷畑ノ分、字笛尾鼻ノ一、字笛尾鼻、字上壱町、字下壱町、字六代、字前田、字絹巻及び字岩田、足山字的場崎及び字本原、岩吉字屋敷山ノ下並びに湖山町南二丁目
- 四 立ち入ろうとする期間
平成6年5月20日から平成6年9月三十日まで

西、字砂際、字河原毛田及び字折返し
市街化調整区域

変更する部分

米子市蚊屋字上清水、熊党字高砂、浦津字下中河原、吉岡字熊党道上ノ一及び

字井手狭、兩三柳字三右衛門道西北、字三右衛門道西、字平八道西、字平八道東、

字堀川尻北、西福原字堀川尻甲及び字堀川尻乙、車尾字八反田、字野正西、字野正、字スゲサ、字高黒、字上河原及び字柳掘並びに觀音寺字外河原下、字外河原、字戸上、字戸上山、字流田及び字前田下

削除する部分

米子市蚊屋字強洞、字下龜田、字南龜田、字清水及び字西出口南川添、熊党字

西南、吉岡字三軒屋中、兩三柳字堀川尻、字堀川、字堀川中及び字治右衛門道西、

西福原字堀川尻、字堀川中及び字堀川御建際、車尾字砂際西、字砂際、字河原毛

田、字折返し、字老町田、字扇ヶ坪、字放生会田、字繩道、字小深田、字角江、

字源内佐、字油免、字土井、字古川及び字内河原並びに觀音寺字五反田、字岩崎、

字三反田、字久下、字才ノ後、字トイノ口下、字竹ノ下、字樋ノ口、字免ヶ坪、

字修理田及び字トイノ口

鳥取県告示第四百五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市

計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町二丁目二二〇）において公衆の縦覧に供する。

平成六年五月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画用途地域

二 都市計画を変更する土地の区域

第三種住居専用地域

追加する部分

米子市車尾字上河原、字内河原、字高黒、字古川、字土井、字スゲサ、字野正、

字野正西、字八反田、字油免、字角江、字小深田、字柳掘、字源内佐、字繩道及び

字放生会田、觀音寺字五反田、字岩崎、字三反田、字竹ノ下、字樋ノ口、字久

下、字免ヶ坪、字才ノ後、字修理田、字トイノ口下、字トイノ口、字外河原、字

戸上、字戸上山、字流田、字前田下及び字外河原下、西福原字堀川尻甲、字堀川

尻乙及び字堀川尻並びに兩三柳字堀川、字堀川尻、字堀川尻北、字平八道東、字

平八道西及び字三右衛門西北

変更する部分

米子市車尾字扇ヶ坪、字老町田、字砂際西、字砂際、字河原毛田及び字折返し

並びに西福原字堀川中

住居地域

変更する部分

米子市蚊屋字上清水、字下龜田、字南龜田、字西出口南川添、字清水及び字強

洞
近隣商業地域

追加する部分

米子市兩三柳字三右衛門道西北、字平八道西、字堀川尻及び字堀川並びに西福原字堀川中、字堀川御建際、字堀川尻及び字堀川尻甲

変更する部分

米子市兩三柳字三右衛門道西、字治右衛門道西及び字堀川中

準工業地域

追加する部分

米子市吉岡字井手狭
変更する部分

米子市熊党字高砂及び字西南、吉岡字熊党道上ノ一及び字三軒屋中並びに浦津
字下中河原

鳥取県告示第四百五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市
計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告
示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目二二〇）におい
て公衆の縦覧に供する。

平成6年五月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画土地区画整理事業観音寺地区区画整理事業

二 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

米子市觀音寺字才ノ後、字三反田、字トイノ口下、字久下、字岩崎、字五反田、
字修理田、字外河原、字外河原下、字竹ノ下、字トイノ口、字樋ノ口及び字免ヶ坪
並びに車尾字土井、字古川、字上河原、字内河原、字油免、字スゲサ、字高黒、字
野正、字野正西及び字柳掘

鳥取県告示第四百五十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）
第三十六条第三項の規定により告示する。

平成6年五月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成2年十二月二十八日 鳥取県指令受都計三一一第十八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市長砂町

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市長砂町四七六
佐々木 庄治

鳥取県告示第四百五十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）
第三十六条第三項の規定により告示する。

平成6年五月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成5年十一月十一日 鳥取県指令受米土維第八百十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市美吉字京女郎

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市角盤町二丁目二三三

株式会社 遠藤不動産

代表取締役 遠藤宗一

米子市中島三八五一一

株式会社 西米商事

代表取締役 佐野定雄

鳥取県告示第四百五十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を平成六年五月十七日次とのおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

平成六年五月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
倉吉市伊木二八二一十二 有限会社不動産センター 代表取締役 澤 幸 憲	倉吉市新田字中筋通三五九 一二及びこれと一体をなす 国有地の一部	幅員六・〇〇メートル 延長一〇一・八〇メートル

選管告示

鳥取県選挙管理委員会告示第八号

平成六年第五回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成六年五月二十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 尾 義 男

一日時 平成六年五月二十六日（木）午前十一時
 二場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県選挙管理委員室
 三議題 平成六年度明るい選挙推進協議会委員及びシルバーリーダー研修会開催要領について

内水面漁調委告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第一号

内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者が、平成六年度において達成すべき当該内水面における増殖目標量を定めたので、次のとおり告示する。

平成六年五月二十日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 竹 内 勉

勅

第五号 内共	第四号 内共	第三号 内共	第二号 内共	第一号 内共	番号	免許 の名称	漁業権者	第五種共同漁業権者
								種苗の放流目標量
合業東郷同組	合	業協同組	湖山池漁	同組合	日野川水	天神川漁	千代川漁	
東郷池		湖山池	河川	河川	日野川水 系に係る	天神川水 系に係る	千代川水 系に係る	区域
			九五〇		三一〇	九五〇	(千尾)	あゆ
			一〇		六	一〇	(千尾)	まにすじ
			一一		一〇	一二	(千尾)	いわな
			一一〇		一〇〇	一二〇	(千尾)	やまめ
			五		五	五	(千尾)	あまご(隆海性)
二五		六〇	五〇		五	一〇	(千尾)	こい
六〇		六〇					(千尾)	ふな
八〇		七〇					(キログラム)	うなぎ
〇一〇、〇〇〇	〇〇〇	五〇、					(千粒)	さわぎか
四〇〇		六〇〇					(平方メートル)	しらうおの産卵床の造成
〇一、〇〇	〇	二、〇〇					(平方メートル)	えびの造成
六							(回)	ごびほらめの魚のたの助そ稚い及み上げ及び汲削道開削上長の助そ稚い及

備考 にじます種苗及び河川に放流するこい種苗は、体長一〇センチメートル以上のものとする。

9 平成6年5月20日

鳥取県公報

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3 第1項の規定により獵銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成6年5月20日

公 告

鳥取県公安委員会委員長 原 田 一 雄

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による獵銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとする者（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、次に掲げる者を対象とする。

- ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする。
 イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの。

2 開催の日時及び場所

種別 区分	日 時	場 所	受講対象者
初心者講習	平成6年6月16日 午前10時00分から 午後4時30分まで	米子市糺町一丁目151 鳥取県米子警察署会議室	倉吉、八橋、米子、境港、溝口及び黒坂の各警察署の管内に居住する者
経験	平成6年6月1日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市糺町一丁目151 鳥取県米子警察署会議室	米子、境港、溝口及び黒坂の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間30分
 イ 経験者講習 3時間

(2) 講習課目

ア 獵銃及び空気銃の所持に関する法令
 イ 獵銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあっては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 5,700円
 イ 経験者講習 2,200円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入課紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に
 り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑

平成6年6月14日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷766 鳥取県倉吉警察署会議室	浜村、倉吉及び八橋の各警察署の管内に居住する者
平成6年6月24日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第2庁舎7階第28会議室	岩美、鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者

平成六年三月鳥取県告示第一百七十号（被爆者一般疾病医療機関の指定）中次の箇所に誤りがあつたので訂正する。

正	誤
四段行誤	三下後から一入沢歯科医院
上	木山歯科医院
三	一一〇一三
	一一〇一三八